

K S F A 19-56

2020年3月18日

一般社団法人関西サッカー協会  
審判員及びマッチコミッショナー 各位

一般社団法人関西サッカー協会  
会長 村山義彰

審判員及びマッチコミッショナーへの支払いにおける  
所得税の源泉徴収の取り扱い変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は弊協会の事業にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、公益財団法人日本サッカー協会より、所轄の本郷税務署との協議の結果、審判員及びマッチコミッショナーへの支払いにおける所得税の源泉徴収の取扱いを源泉徴収の対象外に変更する旨の連絡がありました。

そこで、一般社団法人関西サッカー協会も、審判員及びマッチコミッショナーへの支払いにおける所得税の源泉徴収の取扱いを源泉徴収の対象外に変更することになりました。

敬具

記

■源泉徴収対象外の報酬・料金等

審判活動に対する報酬（審判費）と当該活動に付随する経費  
マッチコミッショナーに対する報酬と当該活動に付随する経費

■適用

原則として2020年4月1日（水）活動分より

■ポイント

- 1) 源泉徴収の対象としていた審判員及びマッチコミッショナーの報酬については、今後は源泉徴収の対象にしない。
- 2) 当該活動の報酬等に関わる支払調書の発行を、一般社団法人関西サッカー協会等の支払者側では今後行わない。

以上